

2012年2月13日

岐阜県中小企業団体中央会  
会長 辻 正 様

日本労働組合総連合会  
岐阜県連合会（連合岐阜）  
会長 三尾 禎一



## 2012年春季生活闘争に関する要請書

平素は連合岐阜の活動に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。  
2011年3月11日に発生した東日本大震災は、生活、地域社会、経済・産業活動への人的・物的両面で大きな被害をもたらし、今でも家計や経済活動に多大な影響を与え続けています。さらに、欧州ソブリン問題に起因する金融危機の影響や先進国・新興国ともに経済成長の鈍化、そして円高の影響など、日本経済は厳しい状況にあります。

こうした中で、連合は、「絆」と「連帯」の力を改めて確認し、震災並びに疲弊する日本経済からの復興・再生、そしてその先に「働くことを軸とする安心社会」の実現を見据え、2012年春季生活闘争方針を掲げました。

方針では、昨年に引き続き、賃金水準の復元や底上げ、底支え、格差是正の取り組みに加え、「人財」を軸とした産業力・企業力の強化による持続的な成長の実現に重点を置き、デフレからの脱却、非正規・パート労働者等の均衡・均等待遇の実現、ワークライフバランスの実現など様々な課題に向けて全力で取り組むことを強く訴えています。

また連合は「経労委報告」にある、定期昇給にまで踏み込んだ主張について、「多角的な議論を拒むものではないが、まずは、労使間で確認済みである制度の実施がなされなければならない。それがなければ、信頼関係を基礎に置く労使関係は成り立たない」と見解を出しています。

連合岐阜は、本部方針を基本に、地域のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、県内のすべての働く者に焦点をあて、雇用の安定、公正分配、格差是正と処遇改善及び法令遵守に向け、以下の事項について要請します。

つきましては、貴会参加の各団体・企業に対し指導と周知を行っていただくようお願いいたします。

### 1. 雇用の安定・創出について

- (1) 東日本大震災からの復旧・復興に向け全力で取り組むこと、その中でもとりわけ「雇用と生活の再建」を軸に置くことを労使共有の認識とし、雇用の維持・安定、特に不安定雇用である非正規から正規への転換促進など、積極的に取り組まれるよう、指導と呼びかけを要請します。
- (2) 新設された雇用促進税制などの各種制度を積極的に活用し、新たな雇用創出を図るよう要請します。
- (3) 特に大学新卒者の就職内定率改善や、3年以内既卒者を新卒者扱いにするなど、若年者の就職機会の拡大と円滑な就労促進に向け、積極的な取り組みを要請します。
- (4) 希望者全員が65歳まで働くことができる環境の整備を要請します。

## 2. 労働条件の復元・格差是正（すべての労働者の処遇改善）

- (1) 昨年に引き続き、家計部門と企業部門間における付加価値配分の歪みの是正を求めるとともに、「人的資源投資」こそが、日本企業の強みであり、「国際競争力」の源泉であることを改めて認識し、すべての労働者のため賃金水準の復元・格差是正の観点から1%を目安に適正に配分されるよう、要請します。
- (2) 非正規労働者については、職場の一体感の低下、技術伝承の困難化など職場全体にさまざまな影響を及ぼすことが懸念されます。誰もが安心して働ける職場づくりのため、職場での実態把握を行い、問題の改善に向けて積極的に取り組むよう要請します。特に同一価値労働同一賃金の原則のもと、均等・均衡待遇の実現、そして雇用構造の歪みの是正に向けた取り組みを要請します。
- (3) 中小・地場企業において、従業員の労働意欲や帰属意識の高揚、企業の生産性向上につなげるためにも、経験や能力、貢献などに連動した適正な賃金制度の確立や労使協議の充実に取り組まれるよう、指導と呼びかけを要請します。
- (4) 全従業員を対象とした企業内最低賃金協定の締結に向けた指導を要請します。

## 3. 長時間労働の是正及び法令の遵守について

- (1) 産業実態を踏まえた総実労働時間の短縮、時間外・休日労働の割増率の引き上げについては、ワーク・ライフ・バランスの実現と法令遵守の観点から適切な指導と周知を要請します。  
あわせて、政労使で進めている「はつらつ職場づくり宣言」の積極的な推進についても引き続き指導と周知を要請します。
- (2) 安全衛生法や労働契約法などの労働関係法令の遵守はもとより、特に増加傾向にあるハラスメントへの対応について指導を要請します。

## 4. 男女平等社会に向けた取り組みについて

- (1) 内閣府男女共同参画局がまとめた全国統計調査によると、岐阜県内においてもまだまだ賃金格差があります。格差の要因として平均勤続年数や管理職比率の違い、生活関連手当の支給基準が男女間で公正・公平なものになっていない等の点が上げられます。については賃金制度並びに人事制度の運用実態を把握し、公正で透明な運用に向けての周知・指導を要請します。

- (2) 男女平等社会を実現するために、女性が働き続けられる環境整備は急務です。就業規則を点検し、配置や仕事の配分など男女の偏在を具体的に検証し是正をはかるとともに、数値目標を盛り込んだ行動計画やメンター制度の導入、研修の機会を増やすなど労使ともに意識改革ができるよう改善を要請します。
- (3) 平成22年に施行された改正育児・介護休業法が2012年7月1日から従業員100人以下の企業においても適用されます。各企業において職場の点検とルール作りをすすめるとともに法令遵守を要請します。
- (4) 「一般事業主行動計画」届出企業100%を目指すとともに、点検・運用の促進を要請します。あわせて「くるみんマーク認定」の促進を要請します。